

登 録 速 報

(制限登録)

農 薬 名：エムダイファー水和剤（登録番号：第 10557 号）

適用拡大登録月日：平成25年10月9日

適用拡大登録内容：

- ① 作物名「かんきつ」を「みかん」および「かんきつ(みかんを除く)」に変更する。
- ② 作物名「みかん」および「かんきつ(みかんを除く)」の使用方法「空中散布」を削除する。
- ③ 作物名「かんきつ(みかんを除く)」の使用時期「収穫60日前まで」を「収穫90日前まで」に変更する。

(変更後) 変更作物のみ

作物名	適用 病害虫名	希釈倍数	使用 液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	マンネブを 含む農薬の 総使用回数
みかん	ミカンサビダニ	1000倍	—	収穫60日前 まで	2回以内	散布	2回以内
	小黒点病 黒点病	600~800倍					
かんきつ (みかんを除く)	ミカンサビダニ	1000倍		収穫90日前 まで			
	小黒点病 黒点病	600~800倍					

注意事項の変更：

【削除事項】

- 本剤を大型散布機(ヘリコプターなど)で使用する場合は、各散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
- 空中散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。

【追加事項】

- 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤をはじめて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以 上